埼玉県

＜報道発表資料＞

総務部　人事課
人事管理担当　玉目・関根
直通 048-830-2428
代表 048-824-2111 内線 2421・2428
E-mail: a2425@pref.saitama.lg.jp

令和８年１１月２７日

職員の懲戒処分について

１　事件の概要

当該職員は、令和７年９月１１日以降、令和８年１０月２日までの間で、９４日分、実際には勤務していないにも関わらず時間外勤務申請を行い、不正に時間外勤務手当を受給した。また、令和８年５月１２日以降、令和８年９月２８日までの間で、９日分、正当な理由なく休暇の手続きを行わず欠勤した。

２　処分の内容

対象職員　　県土整備部建設管理課　主幹　男性　６２歳

処分内容　　停職３月

処分年月日　　令和８年１１月２７日（金曜日）

処分理由　　当該職員の行為は、公務に対する信用を著しく傷つけるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であると認められるので、処分するものである。

３　管理監督者の処分

部下職員の勤務管理に関し、管理監督者としての責任を十分に果たしていなかったと認められることから、処分を行った。

【所属・職名】		【年齢】	【性別】	【処分内容】
県土整備部 建設管理課長		５５歳	男性	訓告
県土整備部 建設管理課	副課長級職員	５３歳	男性	訓告
都市整備部 建築安全課長		５３歳	女性	口頭注意
都市整備部 建築安全課	副課長級職員	５４歳	男性	口頭注意